

(請求先) 京都府相楽郡精華 市区町村長様

令和 4年 1月 11日

請求先  
住民票・除票・・・  
住民登録地の市区町村役場(所)  
戸籍・除籍・原戸籍・附票・・・  
本籍地の市区町村役場(所)

請求する人	住所	京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地		
	氏名	精華 町子 <small>(※自署以外は押印要)</small>	生年月日	西暦 大正 昭和 54年 3月 21日 平成・令和
	連絡先	※昼間に連絡の取れる電話番号等を記入してください (0774)95-1915 必要な人との続柄・関係 本人( ) 夫婦・親子・祖父母・孫 その他 ( )		

請求者の住所・氏名・電話番号等  
(必ず記入してください)  
=請求できる人=  
住民票・・・本人・同一世帯員  
戸籍・除籍・原戸籍・附票・・・本人・同じ  
戸籍に名前のある方、および直系血族  
(ex. 夫・妻・父・母・子・孫など)

S上記以外の方が請求する場合は、戸籍・住民票の記載事項を利用する正当な理由の記入が必要です。ご不明な点は、事前にお問合わせください

◎プライバシーの侵害につながるような請求には応じられません。また偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたときは罰金、過料に処せられます。(戸籍法 第133条134条・住基法 第47条)

必要な人 <small>どなたの証明が必要ですか</small>	本籍・住所	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者の住所と同じ *請求先の「住所」又は「本籍地」を記入してください		筆頭者・世帯主	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ 精華 太郎	
	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者と同じ		生年月日	西暦 大正・昭和 平成・令和	年 月 日
※戸(除・原戸)籍・附票が必要な場合は、本籍及び筆頭者名を、住民(除)票が必要な場合は、住所及び世帯主名を記入してください。						

住民票・除票・・・  
住所・世帯主を記入してください戸籍・除籍・原戸籍・附票・・・  
本籍・筆頭者を記入してください

2人以上の場合は、区切って記入してください

必要な書類	住民票	手数料 ¥300	全部(世帯全員)の写し	1	一部(必要な人)の写し	通	※住民票には次の項目が省略されていますので、記載が必要な方はその項目に○をしてください <b>日本人の方</b> 世帯主・続柄 / 本籍・筆頭者 住民票コード / 個人番号 <b>外国人の方</b> 世帯主・続柄 / 国籍・地域 法30条の45に規定する区分 在留資格 / 在留期間等 / 期間の満了日 カード番号 / 住民票コード / 個人番号 ※戸籍の附票には次の項目が省略されていますので、記載が必要な方はその項目に○をしてください <b>本籍・筆頭者</b> / 在外選挙登録地 ※最近1ヶ月以内に戸籍に関する届出をされた場合は記入してください 令和 4年 1月 1日 精華 市区町村役場(所)へ 婚姻・離婚・死亡・出生(その他) 養子縁組 氏名に変更があった場合 旧氏名 ( 京都 町子 )
	除票	¥300	通	通	通		
	戸籍	¥450	全部事項証明(謄本)	通	1	通	
	除籍	¥750	通	通	通		
	原戸籍	¥750	通	通	通		
	附票	¥300	通	1	通		
	その他	後見等証明書(身分証明書)表示変更証明		通	通		
使用目的	理由を具体的に記入してください 例) ・パスポート取得のため。・免許証更新のため。 ・勤務先での氏名変更・扶養手続きのため。 ・〇〇死亡にかかる、相続人特定のため。 提出先 旅券事務所・勤務先・法務局・銀行・・・						
通信欄	例) ・〇〇の出生から、死亡までの連続した戸籍すべてが必要です。 ・△△と□□の親子関係の分かる戸籍が必要です。 ・「精華町◇◇番地」～「北海道××番地」の住所の移り変わりが分かる戸籍の附票が必要です。						

◇精華町の手数料を参考までに示していますが、市区町村によって異なりますので、予め請求先に確認して下さい!

◇請求者が本人であることを確認できる書類のコピー(運転免許証・健康保険証など)を添付してください  
また、請求する人が記載されていない戸(除・原戸)籍を請求する場合は、「請求する人」と「必要な人」との親族関係が分かるもの(例:戸籍謄本など)を同封願います(原則として原本同封です。還付希望の場合はその旨を明記してください)

① 郵送請求書	④ 返信用封筒 切手・宛名あり
② 定額小為替	京都府 ○ ○ ○ ○ 様
③ 本人確認書類の写し	①② ③④ を同封

精華町役場総合窓口課  
戸籍住民係  
【戸籍の請求書在中】

京都府相楽郡精華町大字  
南稲八妻小字北尻七〇番地

【宛先】 〒619-0285(個別番号)  
京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地  
精華町役場 総合窓口課 戸籍住民係  
TEL: (0774)95-1915(直通)  
FAX: (0774)95-3974  
\*宛先担当課名まで必ず記入してください。  
不明な場合は、『戸籍担当課』『住民票担当課』宛で結構です

## 同封するもの

- ① 郵送請求書・・・任意の用紙(お手持ちの便箋など)に上記事項を記入していただいても結構です
- ② 証明書の手数料・・・定額小為替(郵便局でお買求めください。定額小為替の受取人欄には何も記入しないでください)  
または、現金の場合は現金書留で送付してください  
手数料は、市区町村長によって異なりますので、予め請求先に確認の上、同封してください
- ③ 請求者の本人確認ができる書類のコピー(免許証・保険証など)
- ④ 返信用の封筒・・・返送先の宛名・住所(原則として請求者の住民登録地へ返送します)を明記の上、返信用切手を貼り付けてください